

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 13 日（金）第3092号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（経営技術課取扱い） 1

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 2
 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 2
 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 3
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 5
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
 ○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（12件）（畜産課取扱い） 5
 ○国土調査の指定（農地保全課取扱い） 10
 ○公共測量の終了（監理課取扱い） 10
 ○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 10
 ○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 11
 ○都市計画道路事業の事業計画の変更認可（3件）（都市計画課取扱い） 11
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
 （鹿児島地域振興局取扱い） 12
 （大隅地域振興局取扱い） 13
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
 サービス事業者の指定（熊毛支庁取扱い） 13
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 13

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（3件）（商工政策課取扱い） 13
 ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
 （商工政策課取扱い） 15
 ○建築士の免許の取消しの公告（建築課取扱い） 15
 ○落札者等の公告（農業開発総合センター取扱い） 15

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）
（地域課取扱い） 16
 ○運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する
 規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 18

規 則

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年鹿児島県規則第17号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 専門科目の項中「農産物マーケティング」を「6次産業化論」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則別表第 1 の規定は、平成27年度以後に入学する者に係る教育科目について適用し、平成26年度までに入学した者に係る教育科目については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する予定である。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
垂水市終原字谷比良584番 1， 591番， 592番， 中俣字御用ヶ屋敷3831番イ， 3831番ロ，
3831番乙
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
終原字谷比良584番 1， 591番， 592番
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30
号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療
機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
大重内科	指宿市山川金生町43	平成26年12月31日
ライフ薬局	垂水市中央町29番地	平成27年 1 月 31 日

鹿児島県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	いぶすきケアネット訪問介護事業所	指宿市大牟礼四丁目4番8号	平成26年12月31日	訪問介護、介護予防訪問介護
特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	つれづれ	指宿市大牟礼四丁目4番8号	平成26年12月31日	通所介護、介護予防通所介護
特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	つれづれ2	指宿市十町字古浜1952番地18	平成26年12月31日	通所介護、介護予防通所介護

鹿児島県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
松元朝隆	こころ伊佐鍼灸治療院 伊佐市大口元町3-5	平成27年2月28日	はり、きゅう

鹿児島県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所在地	指定年月日
大重内科	指宿市山川金生町43	平成27年1月1日
ライフ薬局	垂水市中央町29番地	平成27年2月1日
薩摩川内市下甌青瀬診療所	薩摩川内市下甌町青瀬606番地2	平成27年2月1日
薩摩川内市下甌片野浦出張診療所	薩摩川内市下甌町片野浦391番地1	平成27年2月1日

鹿児島県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
諸留健太郎	潮音はりきゅう療院 霧島市隼人町神宮五丁目7-5	平成27年 1月26日	はり、きゅう

鹿児島県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鶴田中央クリニック	薩摩郡さつま町 鶴田2686番地	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成27年 3月31日	訪問介護

鹿児島県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
名瀬徳洲会介護センター	奄美市名瀬朝日町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	鈴木 隆夫	平成27年 3月1日	訪問介護
ヘルパーステーションヘルプケア	薩摩川内市平佐町4493番地1	合同会社ヘルプケア	薩摩川内市平佐町4493番地1	森谷 純浩	平成27年 3月1日	訪問介護
暮らしの介護アニー	霧島市溝辺町崎森2813番地8	合同会社アニー	霧島市溝辺町崎森2813番地8	岩重 誠	平成27年 3月1日	福祉用具貸与
暮らしの介護アニー	霧島市溝辺町崎森2813番地8	合同会社アニー	霧島市溝辺町崎森2813番地8	岩重 誠	平成27年 3月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動	奄美市名瀬小宿	特定非営利活動	東京都豊島区池	藤田 徹	平成27年	居宅介護

法人ワーカーズ コープ居宅介護 支援事業所くっ かる	1602たつのり荘 101号室	法人ワーカーズ コープ	袋1-44-3池 袋I S P タマビ ル		2月16日	支援
-------------------------------------	--------------------	----------------	-----------------------------	--	-------	----

鹿児島県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
鶴田中央クリ ニック	薩摩郡さつま町 鶴田2686番地	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬 場町8番11号	高江 政伸	平成27年 3月31日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
名瀬徳洲会介護 センター	奄美市名瀬朝日 町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3番1- 1200号	鈴木 隆夫	平成27年 3月1日	介護予防 訪問介護
ヘルパーステー ションヘルプケ ア	薩摩川内市平佐 町4493番地1	合同会社ヘルプ ケア	薩摩川内市平佐 町4493番地1	森谷 純浩	平成27年 3月1日	介護予防 訪問介護
暮らしの介護ア ニー	霧島市溝辺町崎 森2813番地8	合同会社アニー	霧島市溝辺町崎 森2813番地8	岩重 誠	平成27年 3月1日	介護予防 福祉用具 貸与
暮らしの介護ア ニー	霧島市溝辺町崎 森2813番地8	合同会社アニー	霧島市溝辺町崎 森2813番地8	岩重 誠	平成27年 3月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの
- 検査の方法
ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
日置市（旧東市来町，旧日吉町），南九州市（旧穎娃町），薩摩川内市（旧川内市），霧島市（旧牧園町），始良市（旧加治木町），鹿屋市（旧鹿屋市，旧輝北町），中種子町その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めた区域	平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第196号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし，同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第197号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し，又は供する目的で飼育している雌の軽種馬，種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄馬及び競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬（いずれも平成27年 4 月 1 日前 5 年間に於いて当該検査を実施したものを除く。）並びに管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第198号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の

発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第199号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第200号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書をもつものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法
ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第201号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏、あひる、うずら、七面鳥、キジ、ダチョウ及びホロホロ鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（ダチョウについては、10羽以上）飼養する農家で、別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病^その発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験，酵素免疫測定法，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第204号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，雄牛のブルセラ病，結核病，牛カンピロバクター症及びトリコモナス病，供卵牛の結核病，種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては凝集反応検査，酵素免疫測定法，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，結核病にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査，牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法，培養検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス病にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応検査，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第205号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚コレラの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第206号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法、酵素免疫測定法、リアルタイムPCR法、ヨーニン検査、細菌検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第207号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成26年12月19日	長島町	長島町蔵之元の一部	平成27年3月13日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成26年8月15日鹿児島県告示第864号で告示した公共測量の実施は、平成27年2月27日終了した旨の通知があった。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山	前	8.0～20.7	142.1

	脇ノ下1298番4地先から同	前	8.3～36.1	131.9
	市穎娃町御領字上水迫2694	後	8.3～36.1	131.9
	番2地先まで			

鹿児島県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町泊字荒所33番1地先から8番1地先まで	前 後	15.6～36.1 23.7～35.9	128.2 128.2
		南さつま市笠沙町赤生木字野平7878番1地先から7877番地先まで	前 後	7.4～8.1 14.7～23.5	19.4 19.4
		南さつま市笠沙町赤生木字小野8992番3地先から8991番1地先まで	前 後	7.1～8.1 7.5～18.8	17.8 17.8

鹿児島県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市坊津町泊字荒所33番1地先から8番1地先まで	平成27年 3月13日
		南さつま市笠沙町赤生木字野平7878番1地先から7877番地先まで	
		南さつま市笠沙町赤生木字小野8992番3地先から8991番1地先まで	

鹿児島県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 伊集院都市計画道路事業

- (2) 名称 3・4・6号駅東口線
- 3 事業施行期間
平成22年12月24日から平成29年3月31日まで（変更前平成27年3月31日まで）
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 伊集院都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・3号朝日通り線
- 3 事業施行期間
平成24年4月6日から平成29年3月31日まで（変更前平成27年3月31日まで）
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 伊集院都市計画道路事業
- (2) 名称 8・7・1号駅北口南口線
- 3 事業施行期間
平成24年4月6日から平成29年3月31日まで（変更前平成27年3月31日まで）
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年3月13日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援施設ハピネス	鹿児島市西伊敷四丁目22番2号	株式会社Happiness	鹿児島市西伊敷四丁目22番2号	伊集院兼克	平成27年3月1日	放課後等サービス

大隅地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年3月13日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達相談センターにじいろ	鹿屋市上谷町2番26号	特定非営利活動法人にじ	鹿屋市寿四丁目4番57号	有嶋 律子	平成27年3月1日	保育所等訪問支援

熊毛支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年3月13日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム きぼうの光	西之表市西之表10009番地	特定非営利活動法人きぼう館種子島	西之表市西之表879番地1	前田 史世	平成27年3月1日	共同生活援助
グループホーム 銃山	西之表市西之表10410番地2	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成27年3月1日	共同生活援助

大島支庁告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年3月13日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
のぞみ園	奄美市名瀬佐大熊町11番3号	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	平成27年3月1日	保育所等訪問支援

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に

より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年3月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年3月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターきたやま東開店
鹿児島市東開町字東開5番19 外2筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 (仮称) ホームセンターきたやま東開店
(2) 変更後 ホームセンターきたやま東開店
- 3 変更年月日
平成21年11月13日
- 4 届出年月日
平成27年2月27日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年3月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年3月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年3月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
だいわ串木野店
いちき串木野市ひばりが丘5630番地 外28筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の所在地
(1) 変更前 いちき串木野市下名字酔之尾5630番地 外28筆
(2) 変更後 いちき串木野市ひばりが丘5630番地 外28筆
- 3 変更年月日
平成23年10月11日
- 4 届出年月日
平成27年3月3日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年3月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年3月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラッセ食品館吉野店
鹿児島市吉野二丁目31番7号 外7筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の所在地
(1) 変更前 鹿児島市川上町1959番30 外7筆
(2) 変更後 鹿児島市吉野二丁目31番7号 外7筆
- 3 変更年月日
平成27年 2 月 2 日
- 4 届出年月日
平成27年 3 月 3 日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により奄美市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年3月13日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ奄美店
奄美市名瀬和光町17番1 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成26年10月15日
- 3 意見の概要
意見なし

建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	建築士の別	登録番号	
平成27年 2 月 4 日	児玉 辰猪	二級建築士	鹿児島県知事 登録第5350号	建築士法第8条の2の規定による届出があったため

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 大津清司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,271,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地

- 3 落札者を決定した日
平成27年 2 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
予想使用電力料金 27, 110, 596円 (耕種試験研究施設分)
予想使用電力料金 25, 269, 384円 (農業大学校分)
 - (2) 九州電力株式会社加世田営業所
南さつま市加世田地頭所町 1 - 5
予想使用電力料金 4, 816, 360円 (農業大学校付帯施設分)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成27年 1 月 16 日

公 安 委 員 会 規 則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島西警察署の部を次のように改める。

鹿児島西警察署	田上交番	鹿児島市田上七丁目	鹿児島市西陵一丁目～八丁目，西別府町，田上一丁目，田上二丁目（分割），田上三丁目～八丁目，田上台一丁目～四丁目，田上町，広木一丁目～三丁目，小野町（分割），唐湊一丁目（分割），唐湊二丁目，宇宿町（分割）
	明和交番	鹿児島市明和一丁目	鹿児島市明和一丁目～五丁目，武岡一丁目～六丁目，小野町（分割）
	鹿児島中央駅前交番	鹿児島市中央町	鹿児島市武一丁目～三丁目，中央町，西田一丁目～三丁目，鷹師一丁目，鷹師二丁目，薬師一丁目，薬師二丁目，常盤町，常磐一丁目，常磐二丁目，上荒田町（分割），唐湊一丁目（分割），郡元一丁目（分割），田上二丁目（分割）
	草牟田交番	鹿児島市草牟田二丁目	鹿児島市原良町，城西一丁目～三丁目，原良一丁目～七丁目，永吉一丁目～三丁目，新照院町（分割），草牟田一丁目，草牟田二丁目，草牟田町，下伊敷一丁目，下伊敷二丁目，下伊敷三丁目（分割），若葉町，玉里団地一丁目～三丁目，玉里町，城山一丁目，城

		山二丁目，下伊敷町（分割）
伊敷交番	鹿児島市伊敷六丁目	鹿児島市小野町（分割），小野一丁目～四丁目，伊敷町，伊敷一丁目～八丁目，千年一丁目，千年二丁目，西伊敷一丁目～七丁目，伊敷台一丁目～七丁目，下伊敷町（分割），下伊敷三丁目（分割），緑ヶ丘町，川上町（分割），下田町（分割），花野光ヶ丘一丁目，花野光ヶ丘二丁目，岡之原町
吉田交番	鹿児島市本名町	鹿児島市本城町，本名町，宮之浦町（分割），東佐多町，西佐多町
松元交番	鹿児島市春山町	鹿児島市上谷口町，春山町，石谷町，四元町，平田町，五ヶ別府町（分割），福山町，直木町，入佐町，松陽台町，犬迫町（分割），小野町（分割）
郡山交番	鹿児島市郡山町	鹿児島市郡山岳町，有屋田町，西俣町，郡山町，油須木町，東俣町，小山田町，犬迫町（分割），皆与志町，花尾町，川田町

別表曾於警察署の部末吉交番の項中「末吉町深川（分割）」を「末吉町深川」に改め，同部深川駐在所の項を削る。

別表鹿屋警察署の部を次のように改める。

鹿屋警察署	鹿屋中央交番	鹿屋市向江町	鹿屋市本町，北田町，西大手町，古前城町，王子町，打馬一丁目，打馬二丁目，大手町，新生町，曾田町，朝日町，向江町，大浦町，西祓川町，下祓川町，共栄町，新栄町，白崎町，田崎町，川西町，川東町，上谷町，西原一丁目～四丁目，上野町，今坂町，野里町，郷之原町
	寿交番	鹿屋市札元一丁目	鹿屋市寿一丁目～八丁目，札元一丁目，札元二丁目，旭原町，東原町，祓川町，上祓川町，新川町，笠之原町
	大始良交番	鹿屋市田淵町	鹿屋市田淵町，横山町，下堀町，大始良町，獅子目町，飯隈町，萩塚町，池園町，星塚町，永野田町，名貫町，南町
	白水駐在所	鹿屋市白水町	鹿屋市白水町，花岡町，海道町，有武町，高牧町，小野原町，花里町，小薄町，古江町，天神町，船間町，古里町，根木原町
	高須駐在所	鹿屋市高須町	鹿屋市高須町，浜田町，永小原町
	高隈駐在所	鹿屋市下高隈町	鹿屋市上高隈町，下高隈町
	吾平駐在所	鹿屋市吾平町上名	鹿屋市吾平町上名，吾平町下名，吾平町麓
	輝北駐在所	鹿屋市輝北町上	鹿屋市輝北町上百引，輝北町下百

	百引	引, 輝北町平房
市成駐在所	鹿屋市輝北町市成	鹿屋市輝北町市成, 輝北町諏訪原
上小原駐在所	鹿屋市串良町上小原	鹿屋市串良町上小原, 串良町下小原, 串良町岡崎
細山田駐在所	鹿屋市串良町細山田	鹿屋市串良町細山田, 串良町有里
垂水幹部派出所所在地	垂水市田神	垂水市市木, 波平, 田神, 中央町, 松原町, 南松原町, 本町, 上町, 栄町, 旭町, 下宮町, 錦江町, 本城, 柘原(分割), 潮彩町一丁目～三丁目, 新御堂, 高城, 海潟, 中俣
牛根駐在所	垂水市二川	垂水市牛根境, 二川, 牛根麓
垂水南駐在所	垂水市新城	垂水市新城, 柘原(分割)

別表種子島警察署の部西之表交番の項中「東町」の次に「, 馬毛島」を加える。

別表瀬戸内警察署の部棧橋交番の項中「, 古仁屋字大湊, 古仁屋字春日, 古仁屋字高岡, 古仁屋字船津, 古仁屋字松江, 古仁屋字宮前」を削り, 「嘉鉄」の次に「, 阿木名, 勝浦, 節子, 伊須, 網野子, 嘉徳」を加え, 同部勝浦駐在所の項を削る。

附 則

この規則は, 平成27年 3 月 16 日から施行する。

.....

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則(昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「解除する」の次に「ことができる」を加える。

第6条中「次の各号に掲げる要件を備え, 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会という。)」の承認を受けた者でなければならない。」を「次の各号に掲げる要件を備える者とする。」に改める。

第6条の2の見出しを「(講習指導員資格の取消し等)」に改め, 同条中「生じたときは, 」の次に, 「受託者に」を加え, 「の承認」を削り, 「取り消すこと」の次に「を求めること」を加える。

第8条中「ビデオ」を「DVD」に改める。

附 則

この規則は, 平成27年 4 月 1 日から施行する。